

応急仮設木造住宅建設に参加される組合員の皆様へ

応急仮設木造住宅建設就労者の源泉徴収 の取り扱いの変更について

就労者の所得税の源泉徴収については先に「乙欄課税」での源泉徴収と説明してきましたが、今般、関係者との協議を行い、就労者からの源泉徴収の取り扱いを変更し「丙欄課税」に変更します。

変更内容は以下のとおりです。

1. 変更の内容（参考事例）

変更前：乙欄課税（20日就労で残業なし・休日出勤なし）

26,000円×20日＝520,000円

源泉所得税額：156,500円

変更後：丙欄課税（20日就労で残業なし・休日出勤なし）

26,000円×20日＝520,000円

源泉所得税額：19,780円（計算式 989円×20日）

2. 補足説明

- ・丙欄課税は、主に日雇労働に対応する税額であり、あらかじめの雇用契約が2カ月以内のみ適用できるとされています。したがって就労者が主幹事工務店と締結する労働契約書には2カ月を超えない雇用契約であることを明記することにします。

以上